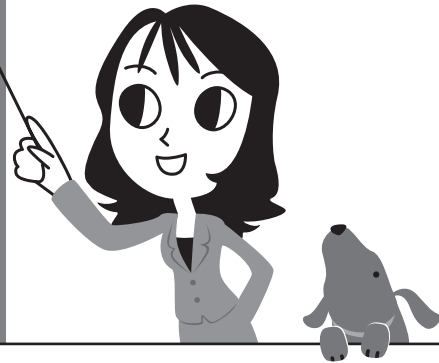


小島先生の

[弁護士] 小島法律事務所
小島幸保

第13回 著作権の基礎知識

やさしい 法律教室



個人による情報発信が身近なものとなり、業務に限らず、プライベートでも文章を書いたり、画像を利用したりする機会が増えています。そこで、今回は、著作権の基礎知識を押さえておきたいと思います。

1. 著作物とは

著作権は著作物に関して発生する権利です。著作物とは、思想または感情を創作的に表現したもので、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものを指します。この要件を満たす限り、小説や論文に限らず、楽曲、建築、写真、プログラム（ソースコードなど）等、幅広く著作権が発生します。逆に、「思想又は感情を」「創作的に」「表現した」ものに該当しない、例えば、次のようなものには著作権は発生しません。

- データや事実に関する文章（例えば、「東北地方で地震が発生した」）は、「思想又は感情を表現したもの」に当たらない。
- 挨拶文など、誰が表現しても類似してしまうような“ありふれたもの”は、「創作的に表現したもの」に当たらない。
- 頭の中にとどまっているだけで、表現されていないアイデアやレシピは、「表現したもの」に当たらない。

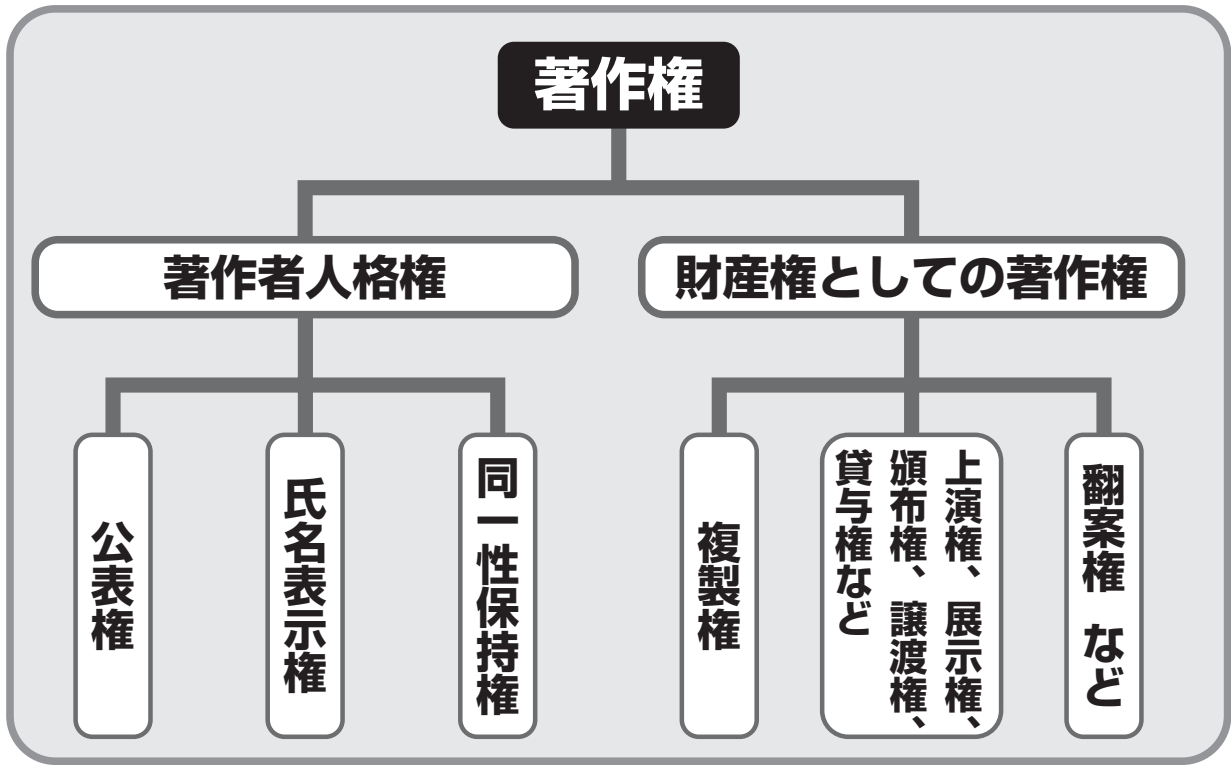
2. 著作権とは

著作権は、著作者が著作物を創作することにより取得する権利をいい、大きく2つに分けられます。

1つ目は、「財産権としての著作権」であり、著作者の経済的利益を保護しようとするもので、著作物の利用方法に応じた複数の権利から成り立っています。財産権としての著作権はその内容に応じ、①著作物をコピーすることに関する権利である「複製権」、②著作物を伝達・利用する段階に関する権利（「上演権」「展示権」「譲渡権」など）、③オリジナルの著作物を加工してできる二次的著作物（「小説」を映画化する場合の「脚本」など）に関する権利、に分けることができます。

2つ目は、「著作者人格権」であり、著作者の社会的評価や名誉を保護するために認められているものです。具体的には、「著作物を無断公表されない権利（公表権）」「著作者名の表示に関する権利（氏名表示権）」「無断で改変されない権利（同一性保持権）」です。

なお、著作権は、創作したときに発生するもので、特許権などとは異なり、申請や登録は発生要件ではありません。



3. 著作者と著作権者

「著作者」とは、原則として、実際に著作物を創作した人を指します。そして、著作権は、著作者が享有すると定められています。ただし、著作権のうち「財産権としての著作権」は他者に譲渡することができますので、実際に著作物を創作した人とは別の人が「著作権者」となることも多く、必ずしも、「著作者＝著作権者」というわけではありません。

例えば、A社が、商品のロゴマークの制作を外部業者（B）に発注した場合、完成したロゴマークの著作者はBですが、契約によってそのロゴマークの著作権（財産権としての著作権）の譲渡を受けることができ、これにより著作権者はA社となります（なお、著作者人格権は譲渡の対象とはできないため、Bに残ります。そ

のため、「財産権としての著作権を譲渡した後は、著作者は、著作者人格権を行使しない」という合意を契約書等に盛り込むのが一般的です）。

なお、会社の従業員がその業務上一般的に作成する著作物については、従業員を「著作者」とはせず、会社が「著作者」となると法定されています（これを「法人著作」や「職務著作」といいます）。他方、外部のスタッフ（写真家や執筆者）に依頼した場合には、著作権の譲渡を受けるという合意をしておかなければなりません。

4. 著作権の制限

著作権は著作物を広く保護するものですが、これを徹底すると、著作権者の承諾を得ない限

り他者は著作物を利用できなくなり、文化の発展が阻害されてしまうおそれがあります。そこで、公正な利用と認められる範囲で、著作権を制限する規定が多数設けられています。

その中でも代表といえるのが、「私的使用のための複製」と「引用」です。

「私的使用のための複製」とは、自分が利用するために著作物をコピーすることを認めるもので、例えば、テレビのドラマの録画やCDのダビングは「複製」にあたりますが、個人的に楽しむ限りは、著作権者の承諾なく許されるというものです。この「私的使用の範囲」とは、「家族またはこれに準ずる範囲」と捉えられており、それほど広いものではありません。商業目的の複製が無許可では許されないことは当然ですが、たとえ商業目的のブログでなくても、不特定の人がブログにアクセス可能である以上、他人の著作物を転載する行為は「私的使用の範囲」とはいえないと考えられます。また、職場で著作権者の許可無く新聞や雑誌をコピーして配るといった行為も「私的使用の範囲」には含まれません。

「引用」とは、例えば、他人の意見を紹介した上で、自身の意見を述べるといった場合のように、他人の表現物を自分の表現物の中に取り込むことを指し、一定の要件を満たす場合には、著作権者の承諾なく利用することができます。その要件とは、①引用される著作物が公表されていること、②かぎ括弧で引用部分をくくするなど、自分の著作物と明瞭に区別されていること、③自分の著作物と引用部分とが主従の関係にあること（自分の著作物が主で、引用部分が従）、と考えられています。また、なるべく原文のまま、著作者や出典を明記するなどの配慮も必要です。

5. 著作権侵害

写真の無断転載やアニメのキャラクターグッズを無断で販売されたなど、著作権が侵害されたときに、著作権者が取り得る手段としては、①著作権侵害に対する差止請求、②著作権侵害によって生じた損害の賠償請求、③著作権侵害行為に対する刑事告訴（著作権侵害行為は、懲役刑や罰金刑の対象となります）があります。

6. さいごに

かつては、著作権の問題が生じるのは、著作物のコピーを取ったり、論文に引用したりといった限られた場面でしたが、今や、“コピー&ペースト”で簡単に著作物の複製ができるため、安易な利用に陥りがちです。他人のウェブサイト上の画像や文章を、無断で自社のブログやインターネットショップに転載利用して、著作権者から違法性を指摘されるなど、トラブルが目立つようになりました。

公表されている著作物からヒントやアイデアをもらうこと自体は妨げられるものではありません。しかし、これをそのまま真似してしまうことは適切ではなく、独自性ある創作が行われなければなりません。著作権についての正しい知識を身につけ、他人の著作権の侵害とならないよう心がけましょう。

また、他人の著作物をビジネスに利用する場合は、著作権者との合意（契約）が必要となりますが、その著作物をどのように利用するのかによって、契約書の内容も違ってきます。せっかく対価を支払ったのに、著作物の使いみちが限定されていたといったことにならないよう慎重に対応する必要があります。